

春は各種届出が多くなる季節です。

春は最も異動が多く、就職や就学などもこの時期に集中することから、住民票の異動の届出や戸籍・住民票の写しなどの諸証明の交付申請が大変多い季節になります。

例年窓口も非常に込み合うことから、できるだけ混雑の少ない窓口を目指していきますので、市民の皆さんのご理解をお願いいたします。

窓口に来られた方の本人確認について

個人情報保護にあたりまして「窓口に来られた方の本人確認」を行っておりますので、次のとおりご注意ください。

【住民票の写しなどの交付請求】

住民票の写しを請求できる方は、本人または同一世帯の方でそれ以外の方は委任状が必要となります。また、窓口に来られた方の本人確認が必要です。

【住民票の異動】

(転入・転出・転居などの届出)
住民票の異動の届出をされる場合も右記住民票の写しなどの交付請求と同様です。

【全部事項証明書・個人事項証明書】

(戸籍謄本・抄本の写しなどの交付請求)
全部事項証明書・個人事項証明書の写しなどを交付請求される場合、必ず窓口に来られた方の本人確認が必要になります。

戸籍に記載されている本人、またはその配偶者および直系の親族の方は

委任状の必要はありませんが、それ以外の方が請求される場合は委任状が必要になります。

第三者請求、公用請求、特定事務受任者(弁護士など)が戸籍謄抄本の写しなどを交付請求される場合は、正当な理由の明示など、別に規定されています。

※本人確認の方法について

- A 個人番号カード・運転免許証・住民基本台帳カード(写真付)・その他官公署が発行した免許証・許可証・資格証明書など(本人の写真が貼付されたもの)を提示または提出
- B やむを得ずAを提示できない場合は、健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、年金証書など市長が適当と認める書類を2種類提示または提出

問合せ

市民生活課戸籍年金係
☎ 32-1823

「医療費の

一部負担金について」

医療保険係 ☎ 32-2214

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方が医療機関などにかかる場合に負担する一部負担金について、一部負担金の支払義務を負う世帯主などが災害や失業などで収入が著しく減少したときや特別な事情により支出が著しく増加したときなどの理由により、生活が困難になった場合において、申請により一部負担金の減免や徴収猶予となる場合があります。

減免の該当要件

- ① 災害などによる死亡、障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき
- ② 自然災害による農作物の不作、不漁などにより収入が減少したとき
- ③ 事業の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき
- ④ ①から③の事由に類する事由があったとき
- ⑤ 特別な事情により支出が著しく増加したとき
(国民健康保険のみ)

上記の該当要件に当てはまる場合であっても、資産などの状況によっては減免を受けられない場合があります。詳しくはご相談ください。

国民健康保険・後期高齢者医療の手続きに、マイナンバー(個人番号)が必要になります。

平成28年1月から社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の利用開始に伴い、国民健康保険や後期高齢者医療制度に関する届出書や申請書にマイナンバー(個人番号)の記載と本人確認が必要になります。

医療保険係 ☎ 32・2214

マイナンバーの記載が必要となる主な書類(国保・後期共通)

- 資格に関するもの
 - ・加入や脱退の手続きに係る届出書
 - ・被保険者証や受給者証の再交付の申請に係る申請書
 - ・被保険者の氏名や住所の変更などに係る届出書
- 給付に関するもの
 - ・高額療養費、療養費、高額介護合算療養費などの支給申請書
 - ・限度額適用・標準負担額減額認定や基準収入額適用などに係る申請書
 - ・特定疾病療養受療証に係る交付申請書



マイナンバーと本人確認について

●国民健康保険の場合

窓口に来られた方	マイナンバーの確認	本人確認	代理権の確認
世帯主	世帯主と対象者のマイナンバーの確認	世帯主の身元確認が必要	
代理人(同一世帯員)	世帯主と対象者のマイナンバーの確認	窓口に来られた方の身元確認が必要	
代理人(別世帯の方)	世帯主と対象者のマイナンバーの確認	世帯主と窓口に来られた方の身元確認が必要	委任状などの提出が必要

●後期高齢者医療の場合

窓口に来られた方	マイナンバーの確認	本人確認	代理権の確認
対象者(本人)	対象者(本人)のマイナンバーの確認	対象者(本人)の身元確認が必要	
代理人(同一世帯員)	対象者のマイナンバーの確認	対象者と窓口に来られた方の身元確認が必要	
代理人(別世帯の方)	対象者のマイナンバーの確認	対象者と窓口に来られた方の身元確認が必要	委任状などの提出が必要

マイナンバーと本人確認に必要なもの

個人番号カードをお持ちの場合は、マイナンバーの確認と本人確認が両方できます。

個人番号カードをお持ちでない場合は、左記のものが必要になります。

○マイナンバーの確認のために必要なもの

- ・マイナンバーの通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど。
- 本人確認のために必要なもの
 - ・運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など写真つきのもの1点。公的医療保険の被保険者証(健康保険証)、介護保険被保険者証、年金手帳など官公庁が発行したものの2点(いずれも有効期限内のものに限る)

その他

マイナンバーの記載が難しい場合など、状況に配慮した対応をさせていただきますので、担当者までご相談ください。

